

## 【貨物】行政処分状況（令和6年3月分）

### トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和6年3月7日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社きょうはい 代表者 嘉数 正春 (法人番号8360001000757) 沖縄県那覇市港町2丁目6番1号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県那覇市港町2丁目6番1号
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止（60日車）
(5) 主な違反条項	道路運送車両法第47条
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和6年1月29日、車輪脱落事故を起こしたという同社からの報告を端緒に、監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)整備不良車両等(道路運送車両法第47条) (2)過積載運送の引受け(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (3)過積載運送防止の指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業法第17条第3項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 6点 (当該営業所) 6点

### トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和6年3月7日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社山入端運送 代表者 謝花 良貞 (法人番号4360002019800) 沖縄県名護市字山入端841番地
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県名護市字山入端841番地
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（40日車）、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和6年1月26日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。2件の違反が認められた。 (1)過積載運送の引受け(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 6点 (当該営業所) 4点

## トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和6年3月25日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	我部 護(我部運送) 沖縄県名護市字伊差川1157番地3
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	我部運送 沖縄県名護市宮里6-10-8
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和5年12月15日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。1件の違反が認められた。 過積載運送の引受け(貨物自動車運送事業法第17条第3項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 2点 (当該営業所) 2点

## トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和6年3月27日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社おなが運輸 代表者 高安 清政 (法人番号1360001014598) 沖縄県糸満市字照屋807番地501号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県豊見城市字翁長834番地4
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和6年2月6日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。5件の違反が認められた。 (1)自動車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号) (2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項(以下「安全規則」)) (3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項) (4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項~第3項) (5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 2点 (当該営業所) 2点